

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正の経緯

国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六一〇(職員の災害補償)」(昭和 48 年人事院規則 16-0。以下、「規則」という。)第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額(規則第 31 条第 1 項を参考に規定しているもの)の改定が行われたものであり、宇治市消防団員等公務災害補償条例についても所定の改正を行うもの。

2. 改正内容

条例第 18 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
315,000 円	330,000 円

3. 施行日

公布日

4. 適用日

令和 8 年 4 月 1 日